

日程第3．議案第55号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第3．議案第55号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第55号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。

提案理由といたしまして、国の人事院勧告、県の人事委員会勧告、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律及び県内市町村の職員給与改定状況を踏まえ、改正する必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 それでは、議案第55号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、概要を説明いたします。お手元に配布した議案第55号から第57号概要説明資料、それから議員の皆様には議案書8ページからの新旧対照表をご覧くださいながらご説明いたします。

まず、今回の改正につきましては、国の人事院、県の人事委員会、それぞれの勧告でございまして、勤勉手当の部分で現行の一般職にあつては年の支給割合0.2月を0.3月とし、それから管理職については4.2月を4.3月への増とする改正、再任用につきましては2.2月を2.25月の0.05月のアップということになります。そして、今回の条例改正は1条と2条の2条立てとなっております。1条で平成28年4月1日の遡及とし、今回の12月期だけで0.1月分を上昇させる改正です。そして、給料表につきましても400円から1,500円という全体的割合で言いますと0.2パーセントの月額給与が上昇する改正でございまして、2条。新旧対照表では16ページでございまして、そこで次年度の平成29年4月以降をそれぞれ0.5月ずつ上昇させる改正となっております。これは施行日を平成29年4月1日とする施行期日ということで2条立ての改正となっております。以上が、議案第55号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要説明でございまして、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題と

なっております議案第55号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第55号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第55号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第55号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。